

資 料 提 供	
令和 2 年 6 月 2 日	
担 当 課 (担 当 者)	財 政 課 (塗 師 木)
電 話	0857-26-7043

令和 2 年 6 月 定例 県議会 付議案

- 議案第 1 号 令和 2 年度 鳥取県 一般会計 補正予算 (第 2 号)**
議案第 2 号 同 鳥取県 国民健康保険 運営事業 特別会計 補正予算 (第 1 号)
議案第 3 号 同 鳥取県 営電気事業 会計 補正予算 (第 1 号)
議案第 4 号 同 鳥取県 営病院事業 会計 補正予算 (第 2 号)

議案第 5 号 鳥取県 税条例の一部を改正する 条例 (税務課、県民参画協働課)

個人県民税の寄附金税額控除の対象としている特定非営利活動法人倉吉鴨水館に対して支出された寄附金の当該寄附金税額控除の指定の期間を令和 2 年 8 月 1 日から令和 7 年 7 月 31 日まで (現行平成 27 年 8 月 1 日から令和 2 年 7 月 31 日まで) に更新するものである。

[令和 2 年 8 月 1 日施行]

議案第 6 号 鳥取県 特定個人情報 の利用及び提供に関する 条例及び鳥取県 住民基本台帳法 施行条例の一部を改正する 条例 (情報政策課、市町村課)

申請等の際に提出する書類の削減等により県民の利便の向上を図るため、個人番号を利用することができる事務及び本人確認情報の利用をすることができる事務を拡大するものである。

(概要)

- ① 鳥取県 特定個人情報 の利用及び提供に関する 条例の一部改正
個人番号を利用することができる事務に、私立の高等学校の専攻科への就学に要する費用の援助に関する事務を追加する。
- ② 鳥取県 住民基本台帳法 施行条例の一部改正
本人確認情報の利用をすることができる事務に、①の事務を追加する。

[公布施行]

議案第 7 号 職員 の特殊勤務手当に関する 条例及び警察職員 の特殊勤務手当に関する 条例の一部を改正する 条例 (人事企画課、警察本部 警務課)

新型コロナウイルス感染症の感染の危険を伴う業務の特殊性に鑑み、国の取扱いに準じて職員及び警察職員に支給する特殊勤務手当について所要の改正を行う。

(概要)

- ① 職員 の特殊勤務手当に関する 条例の一部改正
新型コロナウイルス感染症の患者等に対する感染の危険を伴う業務に従事する職員に支給する防疫等業務手当の額を増額する。
※現行 日額 300 円 → 改正後 日額 3,000 円 (患者の身体に接触する場合等は日額 4,000 円)
※対象業務は、感染者又は感染が疑われる者に対して保健師等が行う疫学調査等
- ② 警察職員 の特殊勤務手当に関する 条例の一部改正
新型コロナウイルス感染症の患者等に対する感染の危険を伴う業務に従事する警察職員に防疫等業務手当を支給する。
※支給額 日額 3,000 円 (患者の身体に接触する場合等は日額 4,000 円)
※対象業務は、留置者が感染した場合の留置施設における留置管理業務 等

[公布施行]

議案第 8号 鳥取県屋外広告物条例及び鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（住まいまちづくり課、市町村課）

屋外広告物の劣化等に起因する事故の発生を防止するため、広告物又は掲出物件（以下「広告物等」という。）の点検義務を課すこととする等、所要の改正を行うものである。

（概要）

①鳥取県屋外広告物条例の一部改正

ア 広告物を表示し、又は掲出物件を設置することについて許可を受けた者は、当該許可に係る広告物の表示又は掲出物件の設置を完了したときは、エの点検の結果の記録（建築基準法の規定による検査が行われ、同法の検査済証の交付を受けた広告物等にあつては、当該検査済証）を添えてその旨を知事に届け出なければならない。

イ 広告物を表示し、又は掲出物件を設置することについて許可を受けた者は、許可の期間の満了後に引き続き当該広告物を表示し、又は当該掲出物件を設置しようとするときは、オの点検の結果の記録を提出して許可の更新を受けなければならない。

ウ 広告物等の所有者又は占有者は、当該広告物等を、良好な景観の形成を妨げ、美観風致を害し、又は公衆に対し危害を及ぼすおそれのないよう管理しなければならない。

エ 広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置する者若しくはこれらを管理する者又は広告物等の所有者若しくは占有者は、当該広告物の表示又は掲出物件の設置の完了後、規則で定めるところにより、当該広告物等の表示又は設置が適正になされているかどうか、当該広告物等の本体及びその附属物並びにこれらを支持し、又は取り付けている構造物又は部材について点検を行い、その結果を記録しなければならない。ただし、建築基準法の規定による検査が行われ、検査済証の交付を受けた広告物等及び他人に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれのない広告物等として規則で定めるものについては、この限りでない。

オ 広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置する者若しくはこれらを管理する者又は広告物等の所有者若しくは占有者は、規則で定めるところにより、当該広告物等の本体及びその附属物並びにこれらを支持し、又は取り付けている構造物又は部材の劣化及び損傷の状況について点検を行い、その結果を記録しなければならない。ただし、他人に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれのない広告物等として規則で定めるものについては、この限りでない。

カ 知事は、エ又はオに違反した広告物を表示し、又は掲出物件を設置し、又はこれらを管理する者に対し、これらの表示若しくは設置の停止を命じ、又は相当の期限を定め、これらの除却その他良好な景観を形成し、風致を維持し、若しくは公衆に対する危害を防止するために必要な措置を命ずることができる。

キ カの規定による命令に違反した者は、50万円以下の罰金に処する。

②鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正

①アの広告物の表示等の完了の届出の受理の事務及び①イの許可の更新の事務を米子市、境港市及び各町村に移譲する。

[令和3年4月1日施行 ほか]

議案第 9号 鳥取県営鳥取空港の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（空港港湾課）

鳥取東京線の5便化が延長されることに伴い、鳥取東京線の航空機に係る着陸料の軽減期間を令和5年3月25日まで（現行 令和2年10月24日まで）に更新するものである。

[公布施行]

議案第10号 鳥取県手数料徴収条例の一部を改正する条例（会計指導課等）

農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（以下「農産物輸出促進法」という。）に基づく事務について、新たに手数料を徴収するものである。

（手数料の概要）

設定

区 分	単 位	金 額
農産物輸出促進法第15条第2項の規定に基づく輸出証明書の発行		
農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律施行規則（以下「農産物輸出促進法施行規則」という。）第4条第1号に規定する衛生証明書	1件につき	420円
農産物輸出促進法施行規則第4条第3号に規定する漁獲証明書等	1件につき	420円
農産物輸出促進法第17条第2項の規定に基づく適合施設の認定	1件につき	10,400円

[公布施行]

議案第11号 鳥取県営病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（病院局総務課）

保険医療機関及び保険医療費担当規則の一部改正に伴い、鳥取県立厚生病院の非紹介患者加算料を改めるものである。

（手数料の概要）

見直し

区 分		単 位	非課税とされる助産に係る資産の譲渡等に係るもの		非課税とされる助産に係る資産の譲渡等以外の資産の譲渡等に係るもの	
			現 行	改正後	現 行	改正後
選定療養のうち初診に係るもの	医科	1回につき	1,500円	5,000円	1,650円	5,500円
	歯科		1,500円	3,000円	1,650円	3,300円
選定療養のうち再診に係るもの	医科		—	2,500円	—	2,750円
	歯科		—	1,500円	—	1,650円

[令和2年10月1日施行]

議案第12号 米子境港都市計画事業米子駅前通り土地区画整理事業の施行に関する条例を廃止する条例（技術企画課）

米子境港都市計画事業米子駅前通り土地区画整理事業が完了したことに伴い、当該事業の施行について定める条例を廃止するものである。

[公布施行]

議案第13号 財産を減額して貸し付けること（鳥取県学校給食総合センター敷地）について（体育保健課）

相手方：公益財団法人 鳥取県学校給食会
貸付財産：普通財産

所在地	種類	数量
鳥取市安長字前内 387 番 1 ほか1筆	土地	3,978.98 m ²

貸付期間：令和2年8月31日から令和7年8月30日まで
貸付金額：普通財産の貸付料の算定基準により算定された当該土地の貸付料年額の3分の2の額
減額貸付理由：市町村等に安全、良質及び低廉な学校給食用物資を供給し、学校給食の円滑な実施を図るため、鳥取県学校給食総合センターの用に供する土地について、引き続き減額して貸し付けるものである。

議案第14号 財産を無償で貸し付けること（弓浜がすり伝承館）について（販路拡大・輸出促進課）

相手方：米子市 個人（弓浜緋保存会会長）
貸付財産：普通財産

所在地	種類	数量
境港市麦垣町字蔵本灘 86 番 2	土地	2,764.26 m ²
	建物	523.28 m ²

貸付期間：令和2年7月1日から令和4年3月31日まで
無償貸付理由：伝統技術の伝承及び後継者の育成を図り、伝統的工芸品である弓浜緋の産地維持に資するため、弓浜緋保存会に無償で貸し付けようとするものである。

議案第15号 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について（警察本部交通指導課）

和解の相手方：甲 米子市 個人
乙 米子市 個人

和解の要旨：県は、損害賠償金 71,500 円（県過失 10 割）を甲に支払う。乙は損害賠償請求権を行使しないものとし、県は、損害賠償金を支払わない。（県過失 10 割）

概要：令和2年4月11日、米子警察署の職員が、和解の相手方甲が所有する軽乗用自動車と和解の相手方乙の子が乗車する自転車が衝突した交通事故現場に臨場した際、同自転車を移動させて写真撮影するに当たり、同職員の駐輪方法が不適切であったため、同自転車が倒れ、隣に駐車してあった同軽乗用自動車に衝突し、双方の車両が破損したものである。

議案第16号 公共施設等運営権の設定（鳥取県営水力発電所）について（企業局経営企画課）

春米発電所等4県営水力発電所に公共施設等運営権を設定することについて、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第19条第4項の規定により、議会の議決を求めるものである。

報 告 事 項

報告第 1号 令和元年度鳥取県一般会計継続費繰越計算書について（財政課）

件 数 4 件 繰越額 1, 7 6 5, 5 6 6 千円

報告第 2号 令和元年度鳥取県一般会計繰越明許費繰越計算書について（財政課）

件 数 2 3 0 件 繰越額 3 7, 2 5 6, 1 6 9 千円

報告第 3号 令和元年度鳥取県一般会計事故繰越し繰越計算書について（財政課）

件 数 1 1 件 繰越額 3 1 1, 2 3 8 千円

報告第 4号 令和元年度鳥取県天神川流域下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について（財政課）

件 数 1 件 繰越額 6 6 0, 0 8 2 千円

報告第 5号 令和元年度鳥取県港湾整備事業特別会計繰越明許費繰越計算書について（財政課）

件 数 1 件 繰越額 1 1, 8 1 3 千円

報告第 6号 令和元年度鳥取県営電気事業会計継続費繰越計算書について（財政課）

件 数 3 件 繰越額 5 9 4, 1 4 9 千円

報告第 7号 令和元年度鳥取県営工業用水道事業会計予算繰越計算書について（財政課）

件 数 1 件 繰越額 3 5, 1 9 9 千円

報告第 8号 令和元年度鳥取県営病院事業会計継続費繰越計算書について（財政課）

件 数 1 件 繰越額 1, 0 0 5, 8 6 6 千円

報告第 9号 令和元年度鳥取県営病院事業会計予算繰越計算書について（財政課）

件 数 1 件 繰越額 2 5, 9 8 2 千円

報告第 10号 議会の委任による専決処分の報告について

（1）鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（令和2年4月30日専決）（市町村課）

動物の愛護及び管理に関する法律施行規則の一部改正に伴い、条例の規定中引用する同規則の条項の改正を行うものである。

[公布施行]

(2) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について(令和2年5月18日専決)(警察本部警務課)

和解の相手方：米子市 個人

和解の要旨：県は、損害賠償金 109,615 円（県過失 10 割）を和解の相手方に支払う。

事故の概要：令和2年2月3日、米子警察署の職員が、公務のため普通乗用自動車を運転中、同車両の右後輪タイヤが破損し、路上に同タイヤの破片を剥落させたことにより、後方から進行してきた和解の相手方使用の普通乗用自動車に同破片が衝突し、同車両が破損したものである。

(3) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について(令和2年5月18日専決)(警察本部監察課)

和解の相手方：鳥取市 個人

和解の要旨：県は、損害賠償金 229,900 円（県過失 10 割）を和解の相手方に支払う。

事故の概要：令和元年12月24日、警察本部刑事部組織犯罪対策課の職員が、公務のため小型乗用自動車を運転中、和解の相手方所有の軽乗用自動車に続いて信号待ちで停止していた際、ブレーキの踏み込みが不十分であったため前進し、前方で停止していた同車両に衝突し、双方の車両が破損したものである。

(4) 損害賠償に係る和解について(令和2年5月18日専決)(警察本部監察課)

和解の相手方：東伯郡北栄町 個人

和解の要旨：和解の相手方は損害賠償請求権を行使しないものとし、県は、損害賠償金を支払わない。（県過失3割）

事故の概要：令和2年1月15日、警察本部交通部運転免許課の職員が、公務のため小型特種自動車（教習車）を運転中、駐車場内を走行していたところ、駐車枠から後退してきた和解の相手方所有の軽貨物自動車と衝突し、双方の車両が破損したものである。

(5) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について(令和2年5月29日専決)(子育て・人財局)

和解の相手方：甲 米子市 個人

乙 米子市 個人

和解の要旨：県は、人身損害に対する損害賠償金 23,674 円（県過失 10 割）を和解の相手方に支払う。

事故の概要：令和元年12月9日、米子児童相談所の職員が、公務のため軽乗用自動車を運転中、米子児童相談所敷地から道路に進入した際、左側から歩道上を進行してきた和解の相手方の子が乗車する自転車に接触し、同人の身体に異常がないかを確認するため病院を受診したものである。

報告第11号 長期継続契約の締結状況について

件数 新規 4件 変更 31件